

磐田市シティプロモーション推進業務委託仕様書

1 業務の目的

磐田市の魅力度や認知度を高め、市内外に広く発信することで本市に対する愛着度の向上や将来の移住・定住の推進につなげることを目的に、地域おこし協力隊を本市内に設置して当該協力隊の活動を管理・支援するとともに、移住者だからこそ気づくことのできる本市の魅力について市内外に効果的・戦略的に発信する。

2 委託業務の内容

(1) 地域おこし協力隊設置支援業務

受託者は、「別紙1 地域おこし協力隊設置支援業務」のとおり、当業務における目的の実現にふさわしい地域おこし協力隊を募集及び採用し、2 (2) から (4) までの業務における主たる実施者として本市内に常駐させること。

また、地域おこし協力隊の活動について、管理・支援等を行うこと。

なお、当該協力隊の委嘱期間は令和6年9月～令和9年8月の3年間を予定するものとする。

(2) 動画配信サービスにおける動画コンテンツの制作および配信

受託者は、受託者の有する動画配信サービスで本市の魅力が効果的に伝わる動画コンテンツの制作及び配信を行う。

また、必要に応じて他の地域おこし協力隊や関係団体等と連携すること。

なお、動画及び配信に伴う費用は、すべて受託者が負担する。

① 内容及び機能

動画配信サービスの内容及び機能は次の内容を実施するとともに、本市への興味や関心が高まることで、将来の移住者や関係人口の創出・拡大に向けて、より効果的であると思われるものがあれば本市に提案し実施するものとする。他自治体との差別化を図り、本市らしさを感じさせるものとする。

また、ユーザーが日常的に閲覧したくなるような工夫を行うとともに、一般的に広く使用されているパソコン、スマートフォンなどの端末からのアクセスに対応できるサービスであること。

(ア) 制作する動画コンテンツ

本市のまちなみや暮らしのイメージ等の魅力を効果的に訴求するためのコンテンツを制作すること

(イ) 動画コンテンツの本数

地域おこし協力隊着任後 毎月4本以上

(ウ) 動画コンテンツの時間

目安として1本あたり1分～15分程度の動画を作成し、対象とする層に応じて

動画コンテンツの内容や時間を工夫すること

(エ) アクセス解析機能の設定

受託者は、動画配信サービスの機能を用いて、本市の動画を視聴したユーザーの情報を分析し、その結果を簡潔に報告するとともに改善点を適時提案すること

② 動画配信サービスの管理・運用業務

管理・運用業務の内容は次のとおりとする。

また、必要に応じて適切なセキュリティ対策等を実施すること。

(ア) サーバの監視

動画配信サービスを構成するサーバ群が正常に動作していることを監視できる体制を確保し、異常があった場合は迅速かつ適切に対応すること

また、サーバ監視、ネットワーク監視、サーバ上で稼働するプログラム群及びソフトウェア等の監視並びにコンピュータウイルス検知・駆除及びバックアップ状況について記録すること。これらのうちシステム運用上重要なものについては本市に都度報告すること

(イ) 動画配信サービスの保守管理と不具合等への対応

動画配信サービスの安定的な運営のために、動作するプログラム等の保守を行うこと。不具合等が発生した場合は、適切に対応すること

(ウ) 情報セキュリティ対策

コンピュータウイルスや不正アクセス等による危害の防止のために、システムに各種情報セキュリティ対策を施すこと。また、インストールされているソフトウェア等のセキュリティアップデートについては速やかに対応すること

③ 障害時・異常時の対応

(ア) 報告

受託者は自ら障害(異常)が発生していると判断したとき又はデータ等の異常の指摘を受け、障害(異常)のおそれがあると判断したときは、速やかにシステムの状態を確認し、本市に報告すること

(イ) 対応

受託者は、発生した障害(異常)について、本市の業務時間に関わらず、速やかに対応すること。なお、メンテナンス等により、あらかじめ予測されるデータ取り込み遅延等の事象については、本市と事前に協議し、復旧見込時間を設定する等計画的に対応すること

(ウ) 原因の調査及び完了報告

受託者は、発生した障害(異常)について、対応が完了後、障害(異常)の原因を調査した結果を添えて、月次業務完了報告書提出時に本市に報告すること

ただし、サービスの継続に著しく影響を及ぼす重大な障害(異常)については、対応完了後速やかに報告すること

(3) シティプロモーションに繋がる記事の制作及び管理・運用

受託者は、シティプロモーションに繋がる記事を制作し、受託者の有する情報発信サイト等(以下「情報発信サイト」という。)で発信すること。

また、必要に応じて他の地域おこし協力隊や関係団体等と連携すること。

なお、記事の制作に伴う費用は、すべて受託者が負担する。

① 内容

制作する記事は本市への興味・関心が高まることで、関係人口の創出や将来の移住・定住に向けてより効果的であると思われるものを本市に提案し実施するものとする。他自治体との差別化を図り、本市らしさを感じさせるものとする。

また、ユーザーが日常的に閲覧したくなるような工夫を行うとともに、一般的に広く使用されているパソコンやスマートフォンなどの端末からのアクセスに対応できるサービスであること。

(ア) イベント等の情報、本市の情報発信

イベント等の情報や本市の魅力が伝わる情報発信を行い、情報発信サイトに掲載すること

(イ) 記事の本数

地域おこし協力隊着任後 毎月2本以上

(ウ) 本市の魅力を発信する記事制作

本市のまちなみや暮らしのイメージ等の魅力を訴求するための記事や移住者インタビュー等を制作すること

(エ) 情報発信サイトの保守・運用

受託者の有する情報発信サイトの保守、運用は受託者が行うこと

(オ) 情報セキュリティ対策

コンピュータウイルスや、不正アクセス等による危害の防止のために、システムに各種情報セキュリティ対策を施すこと。また、インストールされているソフトウェア等のセキュリティアップデートについては速やかに対応すること

(カ) アクセス解析機能の設定

受託者は、グーグルアナリティクス等のアクセス解析ツールを用いて、情報発信サイトにどのような利用者からアクセスがあったのか、どのようにページ遷移したのかなどを多角的に分析できる機能を設定し、その結果を簡潔に報告するとともに改善点を適時提案すること

② 障害時・異常時の対応

(ア) 報告

受託者は自ら障害(異常)が発生していると判断したとき又はデータ等の異常の指摘を受け、障害(異常)のおそれがあると判断したときは、速やかにシステムの

状況を確認し、本市に報告すること

(イ) 対応

受託者は、発生した障害(異常)について本市の業務時間に関わらず、速やかに対応すること

なお、メンテナンス等により、あらかじめ予測されるデータ取り込み遅延等の事象については、本市と事前に協議し、復旧見込時間を設定する等計画的に対応すること

(ウ) 原因の調査及び完了報告

受託者は、発生した障害(異常)について、対応が完了後、障害(異常)の原因を調査した結果を添えて、月次業務完了報告書提出時に本市に報告すること

ただし、サービスの継続に著しく影響を及ぼす重大な障害(異常)については、対応完了後速やかに報告すること

(4) SNS 運営支援業務

SNS を効果的に活用するとともに、以下の点に留意してより効果的な広報活動に繋がるように協力隊の業務を支援すること。

- ① 動画配信サービスや情報発信サイトにて更新されたコンテンツについては、SNS(Instagram、X、TikTok 等)上で連動して通知するなど、ユーザーを記事コンテンツへ誘導する方策を実施すること。
- ② 各情報発信、広報において、SNS 等で発信するための広報用素材(バナー等)を作成すること。また、必要に応じてチラシ等の現物広報媒体を作成すること。
- ③ 主たる検索サイトで情報発信サイトが検索されやすくするため、必要な SEO 対策を行うこと。

(5) イベントプログラムの企画提案及び支援

① 概要

地方移住に関心がある「移住関心層」や将来的に地方暮らしを考えている「移住潜在層」など、本市に関心のある首都圏及びその周辺在住者を対象としたイベントの企画提案や支援を行うこと。

また、企画実施の際は、情報発信サイトにおいてエントリーを受け付けること。

② 開催想定場所

東京都内の会場を選定すること。

③ ターゲット及び内容

(ア) ターゲット及び人数

首都圏在住及びその周辺の 20 代～40 代を想定 50 名程度

(イ) 内容

地方移住に関心がある「移住関心層」や将来的に地方暮らしを考えている「移住潜在層」など、本市に関心のある首都圏及びその周辺在住者に対して、本市の

PRを行い、参加者と本市も含めた交流ができるイベントを企画提案すること
実施の際は、開催時期等を本市と調整の上、決定すること

(ウ) アンケートの作成・集計等

参加者向けのアンケートを磐田市と協議の上作成し、イベント終了後、アンケートの配信・回収・集計を行い磐田市に報告すること

3 提出書類

(1) 契約締結後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ① 業務計画書 1部
- ② 実施スケジュール 1部

(2) 毎月10日までに月次業務完了報告書により本市へ次の事項を報告すること。

- ① 当事業内で作成した記事の閲覧数(PV)
- ② 当事業内で作成した記事の訪問者数(UU)
- ③ 当事業内で作成した動画の再生回数
- ④ 当事業内で作成した動画の視聴者分析
- ⑤ その他、本市が求めるもの

(3) 業務完了時、業務完了通知書、及び次に掲げる書類を提出すること。

なお、電子媒体に記録するデータは、Microsoft Word、Excel 等のごく一般的で編集可能な形式とすること。

- ① 業務報告書(委託業務において実施した事業内容、広報物等の各種データ及び動画配信サービス、情報発信サイトの分析結果等を記載すること。)
- ② 協力隊員活動支援業務報告書
- ③ 協力隊員地域協力活動報告書(年次報告)
- ④ 事業収支報告書
- ⑤ 協力隊員の給与明細書の写し
- ⑥ 協力隊員の出勤簿の写し
- ⑦ 協力隊員の住民票の写し(本籍地及び続柄省略可)

(4) 打合せ及び定時報告等

必要に応じて本市と打合せを行い、必要となる資料を作成すること。

4 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法及び関係法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護と個人情報に関するセキュリティ対策を万全に講じること。

また、受託者は本業務を遂行するにあたり、別記する「個人情報の保護及び管理に

関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

5 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、常に本市と密接な連携を図り効率的な業務の進行に努めなければならない。また、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (2) 事業実施にあたり、被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影や取材に付随する全ての業務を実施すること。
なお、撮影等取材に伴う経費は全て委託料に含むものとする。
- (3) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利(著作権、版權等)は、それが生じた時から本市に帰属する。
- (4) 受託者は、本業務に携わる者の良識にもとる行為を禁じ、事業が目的及び趣旨に反するものにならないようにすること。
- (5) 本業務の実施にあたり使用する知的財産に関しては、受託者において必ず権利者の承諾を得る等の処理を行うこと。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任において解決(解決に要する一切の費用負担を含む。)とすること。
- (6) 本業務における経緯、資料等はすべて明確にしておくこと。
- (7) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、本事業の一部は国費を用いて執行する予定であり、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管し、本市や会計検査院の検査に協力すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して定める。